

支所発地域力向上支援金事業募集要項

柳 原 支 所

1 主 旨

柳原支所では、次のとおり「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

2 交付対象者

柳原地区内で地域の活性化及び課題の解決に向け活動している団体（グループ）（以下「団体等」という。）又は活動しようとする団体等で、柳原支所管内に居住する者又は柳原支所管内の事業所に勤務する者を構成員に含む団体等とします。

柳原地区住民自治協議会（以下「住自協」という。）及び住自協に組織される団体等は、原則対象外とします。

3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の高齢者等の支援を目的とした事業
 - イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業
 - ウ 地域の福祉の向上を目的とした事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業
 - イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業
 - ウ 地域の青少年の健全育成を目的とした事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行なう事業
 - イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業
 - ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業
- (4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする次に掲げる事業
 - ア 地域の環境美化を行う事業
 - イ 地域の景観の維持保全を進める事業
 - ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業
- (5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業
 - ア 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業
 - イ 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業
 - ウ 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

【交付対象外の経費】

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる物品（備品相当：税別3万円以上のものに限る。）の購入に要する経費
- (3) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
- (4) 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) その他市長が適当でないと認められる経費

6 支援金の交付額

- (1) 交付対象事業費 1万円以上
- (2) 交付率 10/10以内
- (3) 交付限度額 1事業当たり、原則として10万円

7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体等は、次の募集期間内に「事業計画書（申込書）（基準様式第1号）」を柳原支所へ提出してください。なお、提出時に計画書について事前確認を行います。
- (2) 募集期間 令和8年3月16日(月)～令和8年4月24日(金)

8 選考方法等

- (1) 次の委員による選考委員会の選考に基づき、交付対象事業と交付率を決定します。
柳原支所長、柳原支所長補佐、柳原地区住民自治協議会長、柳原交流センター所長
- (2) 事業の選考基準は、次のとおりです。
 - ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
 - イ 費用の適正性（費用負担、積算方法の適正性）
 - ウ 事業の効果（受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題）
 - エ 事業の将来性（事業終了後の自立と発展）
 - オ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は令和8年5月中旬頃までに開催し、審査結果は令和8年5月末日までに応募団体等へ通知します。
- (4) 交付対象事業は、令和9年2月28日までに完了するものとします。

9 交付対象事業及び事業評価の公表

- (1) 交付対象となった事業、団体名等は、市ホームページ等で周知します。
- (2) 交付申請者は、事業の完了後、選考委員会の助言の対応を含め事業評価を行い「事業実施報告書（自己評価）（基準様式第2号）」を提出するものとします。また、「事業実施報告書（自己評価）」の提出後、支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で、市ホームページ等で公表します。

10 事業の実施等

- (1) 交付対象事業として決定を受けた団体等は、柳原支所へ「交付申請書類」を提出し、事業の着手は交付決定日以降としていただきます。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき及び事業を中止し、又は廃止しようとするときは、それぞれの区分に応じ「承認申請書類」を柳原支所へ提出するものとします。
- (3) 支援金の交付決定前に事業に着手することはできませんが、市長が特別な理由があると認める場合は、「事前着手届書類」を柳原支所へ提出するものとします。なお、事前着手届が提出された場合でも、交付申請日より前に事業に着手することはできません。
- (4) 事業が完了したときは、「事業実績報告書」を事業の完了した日から 15 日以内に提出するものとします。

11 その他

令和8年度予算は、市議会の議決を経て成立するため、募集内容は市議会での議決の内容によって変更することがあります。